補助金交付申請フロー

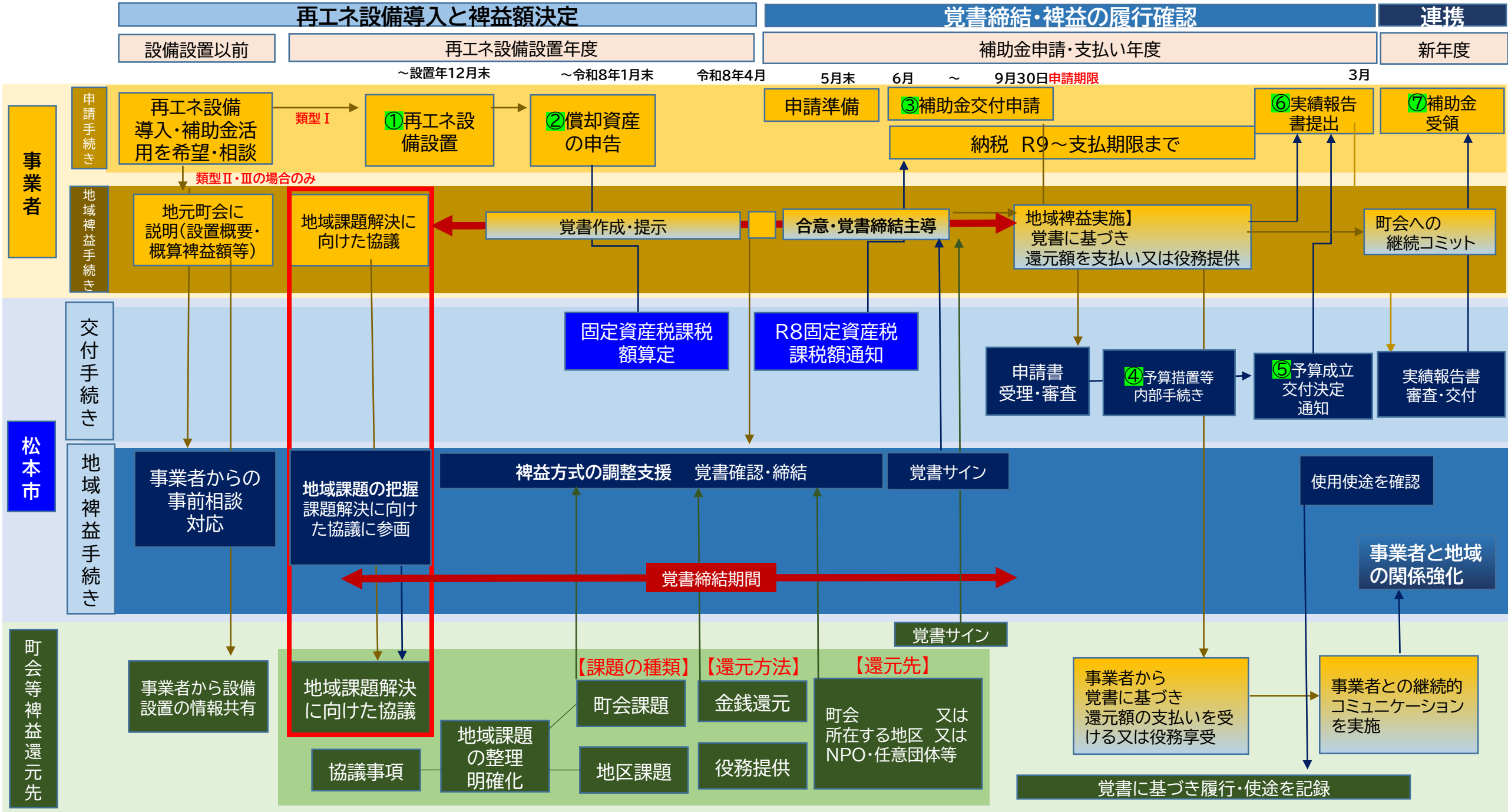
再エネ設備導入と裨益額決定
覚書締結・裨益の履行確認
連携
設備設置以前
再エネ設備設置年度
補助金申請・支払い年度
新年度
～設置年12月末
～令和8年1月末
令和8年4月
5月末
6月
～
9月30日申請期限
3月
事業者
申請手続き
再エネ設備導入・補助金活用を希望・相談
類型Ⅰ
①再エネ設備設置
②償却資産の申告
申請準備
③補助金交付申請
納税　R9～支払期限まで
⑥実績報告書提出
⑦補助金受領
類型Ⅱ・Ⅲの場合のみ
地域裨益手続き
地元町会に説明(設置概要・概算裨益額等)
地域課題解決に向けた協議
覚書作成・提示
合意・覚書締結主導
地域裨益実施】覚書に基づき還元額を支払い又は役務提供
町会への継続コミット
交付手続き
固定資産税課税額算定
R8固定資産税課税額通知
申請書受理・審査
④予算措置等内部手続き
⑤予算成立交付決定通知
実績報告書審査・交付
松本市
地域裨益手続き
事業者からの事前相談対応
地域課題の把握
課題解決に向けた協議に参画
裨益方式の調整支援
覚書確認・締結
覚書サイン
使用使途を確認
覚書締結期間
事業者と地域の関係強化
覚書サイン
町会等裨益還元先
事業者から設備設置の情報共有
地域課題解決に向けた協議
【課題の種類】
【還元方法】
【還元先】
町会課題
金銭還元
町会　又は
所在する地区　又は
NPO・任意団体等
協議事項
地域課題の整理明確化
地区課題
役務提供
事業者から覚書に基づき還元額の支払いを受ける又は役務享受
事業者との継続的コミュニケーションを実施
覚書に基づき履行・使途を記録